

静岡県告示第461号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年6月10日

静岡県知事 鈴木 康 友

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

57.4トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分		配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等		<u>36.8</u> トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	（4月から7月まで）	<u>19.0</u> トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	（8月から11月まで）	4.6トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）		13.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業		<u>12.2</u> トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	（4月から7月まで）	<u>8.7</u> トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	（8月から11月まで）	3.0トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）		0.5トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

54.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分		配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等		<u>33.9</u> トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろはえ縄漁業） （周年）		<u>21.6</u> トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろひき縄釣漁業） （11月から翌年3月まで）		<u>11.8</u> トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（その他漁業）（周年）		0.5トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業		<u>10.7</u> トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。